

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

平成19年4月1日

規則第11号

改正平成23年3月17日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(旅行取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどしをとったにもかかわらず払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
 - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額
- 2 条例第3条第6項の規定による「その他規則で定める事情」とは、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由による事情をいう。

(旅行命令等)

第4条 旅行命令権者は、条例第4条第1項第2号の規定により任命権者を異にする職

員又は職員以外の者に対して公務上の必要により旅行させようとするときは、当該任命権者及び本人に対し用務その他必要な事項を記載した依頼状を交付してその承諾を得て行うものとする。

第5条 旅行命令権者は、命令簿を当該旅行者に提示することができない場合には、その通知をもって提示に代えることができるものとする。

2 旅行命令権者は、命令簿を提示した後において、旅行命令等を取り消した場合には、命令簿に記載した旅行命令等を抹消してその旨旅行者に通知するものとする。

(旅行命令簿等の様式)

第6条 条例第4条第5項に規定する旅行命令簿等は、別記様式による。

(路程の計算)

第7条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 信頼するに足る資料に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の照明する元標その他当該路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

(旅行命令等の変更の申請)

第8条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(日額旅費)

第9条 条例第7条第1項に規定する日額旅費は、研修又は講習等(以下「研修等」という。)の日程が8日以上の場合に支給するものとし、その額は次のとおりとする。

(1) 研修等の主催者が宿泊施設を用意している場合は、次の額を合計した額

ア 1日当たりの滞在費(その費用の名称のいかんを問わず研修等の主催者より支出が義務付けられている滞在のために要する経費であつて、沖縄県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)が定める費用をいう。)

イ 研修等を行う場所の区分及び滞在費中に含まれる食事の数に応じた次の表の率をその者の日当定額に乗じて得た額

研修等の場所	食事なし	1日2食付き	1日3食付き
県内	15割	5割	3割
県外	15割	6割	5割

(2) 研修等の主催者が宿泊施設を用意していない場合は、研修等を行う場所及び日に応じた次の表に定める額

研修等の場所	7日以内の日	8日以上14日以内の日	15日以上30日以内の日	31日以上の日
県内	普通旅費の額	10,200円	8,200円	7,100円
県外	普通旅費の額	11,100円	8,900円	7,800円

2 研修等以外の旅行で日額旅費を支給するもの及びその額は、広域連合長がその都度定める。

(旅費請求書)

第10条 条例第9条第4項に規定する旅費請求書は、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計規則(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合規則第14号)に定める請求書による。

(旅費の請求手続)

第11条 条例第9条第4項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間以内とする。

(車賃)

第12条 条例第13条第2項に規定する自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、バス賃実費額による。ただし、公務上の必要によりタクシーを利用したときは、その実費額による。

第13条 特別の事情により、この規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に広域連合の定めるところにより別段の扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式

旅 行 命 令 依 頼 簿

所属部課 (所属団体)		職名 (職業)		職務の 等級		氏名		住所 又は 居所		
主管及び 合議先	広域連合長	事務局長	総務課長	主管課長	担当	旅行期間			年度 會計	
						自 至	年 年	月 月	日 日間	款
										項
										目
										節
命令年月日	年月日	変更命令 年月日	年月日	概算 額	円	概算 額	円	追給 返納額	円	
					年月日		年月日		年月日	
用務	用務	地	日	程	概要	旅費算出根拠	備	考		

備考 1 旅行命令等を変更の場合には、備考欄に必要事項を記載(朱書)して行うこと。